

## 第一次野洲市総合計画 施策総括シート

基本目標	4	美しい風土を守り育てるまち
施策	4	廃棄物の抑制とリサイクルの推進
施策の目標		ごみの減量化、資源化の取り組みを推進し、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成をめざします。
基本事業体系		①ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発 ②3Rの促進 ③不法投棄の防止 ④廃棄物の適正処理の推進

取組	ロードマップ掲載事業（主要事業）	主な内容	
		事業名	内容
実績	新クリーンセンター整備事業		・新クリーンセンター整備に向けた各種計画・手続きの実施 ・余熱利用施設の整備に向けた各種計画・手続きの実施
		蓮池の里第二処分場長寿命化事業	・長寿命化計画に基づく各種調査・計画・手続き・工事等の実施
	・クリーンセンター管理運営事業		
	・塵芥処理事業		・一般廃棄物処理事業 ・水銀使用廃製品処理対策事業 ・不法投棄対策事業
	・廃棄物最終処分場管理事業		
	・蓮池の里多目的公園管理運営費		
	・環境基本計画普及事業		・廃食油資源化推進事業
		・新クリーンセンターを整備し、平成28年11月に稼働した。 ・新クリーンセンターの余熱を利用した施設の整備を進めており、令和2年7月から教育委員会の所管により運営開始予定。 ・蓮池の里第二処分場について、長寿命化計画に基づき廃棄物を安全に処理するための長寿命化事業を実施しており、令和16年度まで継続的に実施する予定。 ・平成22年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について、平成28年度に中間見直しを行を行い、同年10月の新クリーンセンター稼働に伴い、サーマルリサイクルを実施するため、プラスチック容器類の分別回収を終了し、可燃ごみとしての排出に変更した。 ・平成27年7月から使用済みの小型家電の拠点回収を開始、平成30年7月からは水銀を含むごみの拠点回収を開始した。 ・不法投棄監視員の巡回やクリーンパトロール隊による不法投棄物の早期の回収を継続的に実施し、新たな不法投棄の抑止に努めた。	

関連データ	指標	4Rに取り組む市民の割合	備考							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画策定時</th><th>最新値 (H30)</th><th>H32目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35.3%</td><td>78.7%</td><td>80%</td></tr> </tbody> </table>	計画策定時	最新値 (H30)	H32目標値	35.3%	78.7%	80%	H30市民意向調査より。	
計画策定時	最新値 (H30)	H32目標値								
35.3%	78.7%	80%								
指標	年間市民一人あたりごみ量	備考								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画策定時</th><th>最新値 (H30)</th><th>H32目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>313kg</td><td>294kg</td><td>187kg</td></tr> </tbody> </table>	計画策定時	最新値 (H30)	H32目標値	313kg	294kg	187kg	H30年度実績。野洲クリーンセンター提供。		
計画策定時	最新値 (H30)	H32目標値								
313kg	294kg	187kg								
意向調査	資源ごみの分別や生ゴミの堆肥化、買い物袋の持参など廃棄物の抑制やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる	備考								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>満足度</th><th>順位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.14</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重要度</th><th>順位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.26</td><td>17</td></tr> </tbody> </table>	満足度	順位	2.14	2	重要度	順位	2.26	17	H30市民意向調査より。38項目中の順位。
満足度	順位									
2.14	2									
重要度	順位									
2.26	17									
その他	ゴミの不法投棄件数（※廃棄物不法投棄監視員巡視報告）	備考								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>214</td><td>-</td><td>264</td><td>284</td></tr> </tbody> </table>	H27	H28	H29	H30	214	-	264	284	令和元年度第1回野洲市環境審議会資料
H27	H28	H29	H30							
214	-	264	284							

施策の総括	①ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発
	・出前講座や広報紙・回覧等において、ごみの出し方やマナーについての指導・啓発を実施し、ごみの適正な排出とごみの排出量の削減、リサイクルの推進を実施した。
	②3Rの促進
	・リユース物品無償譲渡会や廃食油の回収などの3Rの取り組みの普及・啓発により、ごみの減量化を促進した。
	③不法投棄の防止
	・不法投棄の早期発見、未然防止のため、不法投棄監視員による定期的な巡回やクリーンパトロール隊による不法投棄物の回収により新たな不法投棄の抑止に努めた。
	④廃棄物の適正処理の推進
	・産業廃棄物の混入や不適正な排出を防ぐための指導・啓発及び監視を実施した。
	・新クリーンセンター整備後、3年間の第一期長期包括運営事業を経て、令和元年11月から12年間の第二期長期包括運営事業を開始し、余熱利用施設へ安定的に熱供給を行うため計画的な処理を行う。ごみ量の一時的な増加はあるものの減少傾向であることから、今後も引き続き市民及び事業者への啓発等を行う。
	・蓮池の里第二処分場について、令和元年度に実施した機能検査結果に基づき、令和16年度までの長寿命化事業計画の見直し結果に基づき、年次的に事業に反映させていく。

次期計画  
に向けた  
課題  
・展望等

- ・令和6年が目標年次となっている現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの検討と、令和7年度以降の計画を策定する必要がある。
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画にの目標に向け、ごみの削減、リサイクルの推進について、継続する必要がある。
- ・不適正なごみの出し方をする人、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たないため、有効な取り組み方策を検討し、継続する必要がある。
- ・3Rに加え、食品ロスの削減や買い物袋の持参など、ごみを発生させない生活スタイルを推奨し、ごみの減量化と、河川や琵琶湖等の環境悪化を防ぐため、継続して啓発する必要がある。
- ・現クリーンセンター地元との施設運営協定において、現クリーンセンター稼働後、概ね5年程度経過した後に次期クリーンセンターの候補地選定について検討を開始するとともに、検討状況について地元に報告することとなっており、令和3年度を目途に検討を開始する必要がある。
- ・現在策定中の野洲市災害廃棄物処理計画に基づき、琵琶湖西岸断層帯地震級の災害が発生した場合は、蓮池の里第二処分場の埋立容量が不足するため、速やかに次期最終処分場の整備検討を進める必要がある。